

埼玉県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例

平成19年8月10日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の機関の請求により出頭し、参加し、又は出席した者に対し支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の方法)

第2条 実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席した際に支給する。

2 実費弁償の額及び支給方法は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第9号）の適用を受ける職員の例による。ただし、日当については、1日につき2,400円を超えない範囲内で広域連合長が定める額を支給する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。